

保護者コーチ細則

第1条 目的

この細則は正会員であるコーチの分類の明確化及び正会員の適切な人員数の維持並びに品位の維持を目的とする。

第2条 正コーチと保護者コーチの定義

- (1) 指導する学年にコーチ自身の第1親等の子(以下、自身の子と称する。)が、いないコーチを正コーチと呼ぶ。
- (2) 指導する学年に指導者の自身の子がいる学年を希望して指導に当たったコーチを保護者コーチと呼ぶ。
- (3) 正コーチであった者が自身の子が進級した等で、指導学年に所属した場合でかつ、スクール運営上または、人事上の事由がある場合には校長の権限で正コーチとして認めるものとする。

第3条 保護者コーチの増員

- (1) 主任または、学年代表コーチ(以下、主任コーチ等と称する。)の推薦により校長、副校長が採用を検討する。
- (2) 保護者コーチの採用は校長、副校長、指導部部長等運営役員で面接を実施して、採用候補とすることとする。

第4条 保護者コーチの役割と規律

(1) 一般事項

- ①保護者コーチは正会員であることの自覚を持つこと。
- ②保護者コーチは正コーチの補助とし、正コーチの指示の下、指導に当たること。
保護者コーチは特に主任コーチ等を見無視または、相談のない練習や試合を決裁、または実行しないこと。
正コーチとコミュニケーション良く指導すること。
特に追加練習、合宿は他の学年との平等性、公正性が問われるため、保護者コーチが中心とならないよう注意すること。
- ③自身の子の欠席と連動した欠席はしないこと。
自身の子が体調不良等の事由で欠席した場合でも自身の体調等に問題がない場合、正会員・指導者としての自覚を持って、スクールの練習及び試合に参画すること。
- ④グラウンドで自身の子との触れ合い及び自身の子の特訓を主とした目的と周囲に見られないよう細心の注意を払うこと。

(2) 公式戦のメンバー選出

- ①保護者コーチが一方向的に試合のメンバーを選出しないこと。
- ②試合メンバーは主任コーチ等が選出選抜をするまたは、承認により選出すること。

(3) 練習中の接遇

- ①保護者コーチは練習中、自身の子に対しては他のスクール生と同じ比率、同じ熱意で会話、指導、賞賛、叱責すること。(特に厳しすぎることがないように注意すること。)
- ②練習中、自身の子と親子関係を感じさせる呼称、会話は親子共にしないこと。
保護者コーチは特に自身の子にその点を指導、教育すること。

(4) 保護者コーチとしての不適切行為による資格返納勧告

- ①第4条(1)～(4)項を遵守出来ない場合には、保護者コーチの資格の返納勧告または、強制返納を通知する。
- ②資格返納した際、納付した会費の返納はしないものとする。
- ③資格返納勧告及び強制資格返納はインテグリティ委員会で決定する。

適用

- (1) この細則は 2026年 4月1日に施行する。